



2022年8月15日

各 位

会社名 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド  
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO/CFO 瓜 生 憲  
(コード番号 4436 東証グロース)  
問合せ先 経営管理本部管掌 上級執行役員 矢口 順子  
(TEL : 03-6867-1531)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2022年6月24日開催の第16期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。  
なお、本件の開示が遅れましたことにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。今後は適時開示制度の重要性に鑑み、適時適切な開示に努めてまいります。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図ると共に、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の追加を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 当社及び当社グループの事業拡大等に鑑み、経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第17条（員数）に定める取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限につき、5名から10名への増員を行うものであります。

(4) 当社では、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が一致しておりません。そのため、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、変更案第19条（任期）第4項の新設を行うものであります。

## 2. 変更内容の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務</p> <p>②コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業務</p> <p>③通信販売及びその斡旋仲介業務</p> <p>④広告宣伝の情報媒体の販売業務</p> <p>⑤広告、宣伝、動画に関する企画、制作及び広告代理店業務</p> <p>⑥書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売業務</p> <p>⑦イベントの企画運営業務</p> <p>⑧コンサルティング業務及び調査業務</p> <p>⑨著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用</p> <p>⑩有価証券の投資・保有・売買、不動産の売買・交換・賃借及びその仲介斡旋並びに所有・管理及び利用</p> <p>⑪損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>⑫金融商品仲介に関する業務</p> <p>⑬金融商品投資運用に関する業務 （新 設） （新 設）  （新 設）  （新 設） （新 設）</p> <p>⑭労働者派遣・有料職業紹介に関する業務</p> <p>⑮コールセンターの運営に関する業務 （新 設）</p> <p>⑯前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務</p> <p>②コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、<u>保守、運用</u>、賃貸並びに輸出入業務</p> <p>③通信販売及びその斡旋仲介業務</p> <p>④広告宣伝の情報媒体の販売業務</p> <p>⑤広告、宣伝、動画に関する企画、制作及び広告代理店業務</p> <p>⑥書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売業務</p> <p>⑦イベントの企画運営業務</p> <p>⑧コンサルティング業務及び調査業務</p> <p>⑨著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用</p> <p>⑩有価証券の投資・保有・売買、不動産の売買・交換・賃借及びその仲介斡旋並びに所有・管理及び利用</p> <p>⑪損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>⑫金融商品仲介業及び、<u>金融サービス仲介業</u>に関する業務</p> <p>⑬金融商品投資運用に関する業務</p> <p>⑭投資助言・代理業に関する業務</p> <p>⑮<u>不動産の売買・交換・賃借及びその仲介斡旋並びに所有・管理及び利用に関する業務</u></p> <p>⑯<u>コンピューターシステム、及びソフトウェア（ブロックチェーン技術、ノンファンジブルトークン等を含む）を活用したサービスに関する業務</u></p> <p>⑰<u>電気通信事業に関する業務</u></p> <p>⑱<u>電子決済等代行業に関する業務</u></p> <p>⑲労働者派遣・有料職業紹介に関する業務 （削 除）</p> <p>⑳企業等の各種業務の外部委託の受託に関する業務</p> <p>㉑前各号に付帯関連する一切の事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、1名以上<u>5</u>名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、1名以上<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>3</u> 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日（金）

定款変更の効力発生日 2022年6月24日（金）

以 上